

1 2 戸別所得補償制度の充実について

(財務省、農林水産省)

【内容】

- (1) 農業の戸別所得補償制度については、担い手が安定的に営農を継続できるよう、経営規模に応じた新たな加算措置など担い手に対する支援策を盛り込むこと。
- (2) 新たな転作作物である新規需要米は、米の需給調整や水田の有効活用を図るうえで重要な作物であることから、現行の助成水準を確保すること。
- (3) 本県の農業産出額の6割を占める野菜・果樹や花き等の園芸部門は戸別所得補償制度の対象外であるが、水田作と同様に厳しい経営状況であることから、所得確保に向けた強力な支援策を講じること。
- (4) 園芸農家の経営安定には、集出荷場等施設の設置や高性能化により産地のブランド力を高めることが重要であることから、施設整備に対する支援を強化すること。
また、農林漁業用A重油の免税及び還付措置の延長を図ること。

(背景)

23年度の農業者戸別所得補償制度では、担い手へのメリット措置として規模拡大加算が盛り込まれたが、本県においては水田の多くが担い手により耕作されていることから、水田農業の継続的かつ安定的な発展のため経営規模に応じた加算など、担い手に対する継続的なメリット措置が必要である。

新規需要米に対しては23年度の本格実施においても8万円/10aの助成水準が確保されているが、販売価格が安いため、この助成水準が確保されなければ転作作物として成立しない。

また、農家は継続的で安定的な施策を望んでいる。

園芸農家は、生産コストの上昇により農業所得が減少し、厳しい経営状況である。平成23年度予算では、野菜は価格安定制度の拡充、果樹は改植時の補てんが盛り込まれたが、花きについては新たな支援策は盛り込まれなかった。

園芸農家の経営安定に欠かせない共同利用施設(集出荷場、選果機、保冷库等)を整備する「強い農業づくり交付金」は、予算額が激減しており、園芸産地への影響は極めて大きい。

また、暖房燃料用のA重油の免税・還付措置は平成23年度末が期限とされているが、この措置が廃止されると生産コスト上昇に直結し園芸農家の経営を圧迫することから、措置の延長が必要である。

(参 考)

1 本県の水田農業と担い手の耕作状況 (22年産) (単位: ha)

水田所有者数 (うち担い手)	水稻作付面積		麦作付面積		大豆作付面積	
		担い手作付面積 (担い手耕作率)		担い手作付面積 (担い手耕作率)		担い手作付面積 (担い手耕作率)
107,368戸 (379戸)	31,000	5,479 (18%)	5,250	5,196 (99%)	4,220	4,069 (96%)

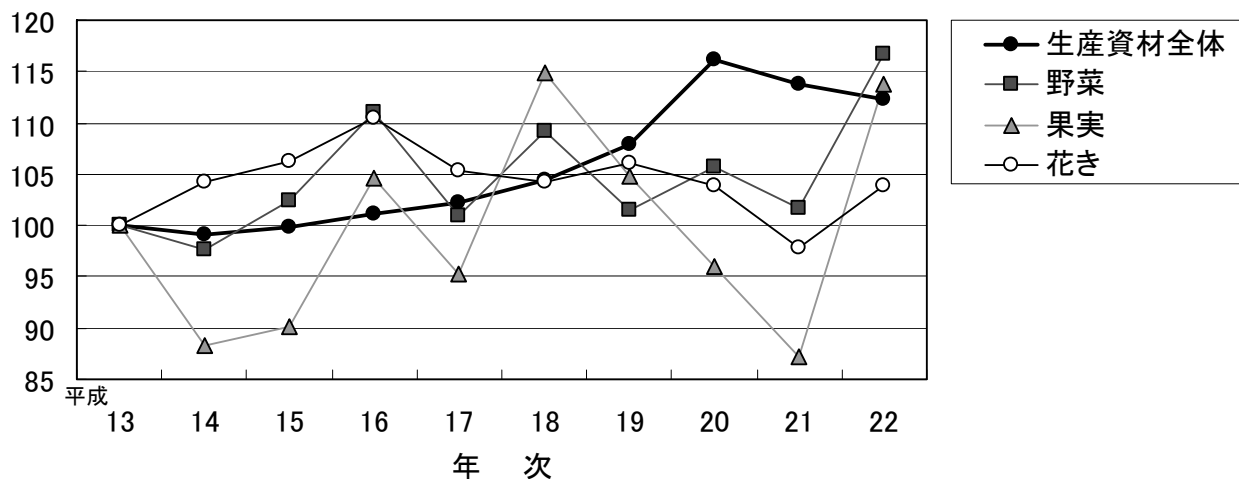
注:「担い手」とは水田経営所得安定対策の加入農家をさす。

2 本県の転作作物の作付け状況 (単位: ha)

年産	新規需要米				麦	大豆	飼料作物
	計	飼料用米	米粉用米	WCS用稲			
22年産	313	205	28	80	5,130	3,983	228
21年産	117	61	22	34	5,137	3,638	122
対比	267%	336%	127%	235%	99%	109%	186%

注:22年産については助成金が交付された面積のため、統計等数値の上記1とは差がある。

3 生産資材価格と農産物価格の推移



1: 生産資材価格及び農産物価格は物価指数(平成13年=100)。

2: 農産物価格は22年が異常気象により上昇するなど年次変動は大きい、この10年間ではほぼ横ばい。
出典: 農林水産統計「農業物価指数」

4 強い農業づくり交付金予算額の推移 (単位: 百万円)

年 度	21年度	22年度	23年度
交付金予算額 (21年度対比)	24,416 (100%)	14,385 (59%)	3,138 (13%)